

# 福祉用具購入費の支給について

玉 名 市

## 1 福祉用具購入費とは

在宅で生活する要介護または要支援認定を受けている被保険者が、都道府県知事の指定を受けた福祉用具販売事業者から、日常生活の自立を助けるために必要となる特定の福祉用具を購入した場合、購入費用の9割～7割が介護保険から福祉用具購入費として支給されます。

## 2 支給対象となる福祉用具の種類

福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具は次のとおりです。

対象種目	基準
腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"><li>・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）</li><li>・洋式便器の上に置いて高さを補うもの</li><li>・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</li><li>・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）</li></ul>
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するものおよび専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる）
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"><li>・入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のものまたはリクライニング機能を有するもの</li><li>・浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</li><li>・浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの</li><li>・入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの</li><li>・浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</li><li>・浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</li></ul>

入浴補助用具	・入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で、容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

### 3 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給の対象となる金額は、同一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円までです。（介護保険から支給される金額は、自己負担が1割の場合は9万円、2割の場合は8万円、3割の場合は7万円が上限となります。）

※支給限度基準額（10万円）を超えた場合、超えた部分は全額自己負担となります。

### 4 支給方法

福祉用具購入費の支給方法は、受領委任払いと償還払いのいずれかを選択できます。

#### （1）受領委任払い

福祉用具購入時に被保険者が自己負担分（支給対象金額の1割～3割＋支給限度基準額を超えた部分）を福祉用具販売事業者支払い、後日、市が支給対象金額の9割～7割を福祉用具販売事業者へ支給する方法。

※受領委任払いによる支給は、市と「受領委任による保険給付に関する契約」を結んでいる福祉用具販売事業者から福祉用具を購入する場合に利用できます。

#### （2）償還払い

福祉用具購入時に被保険者がいったん費用の全額を福祉用具販売事業者へ支払い、後日、市が支給対象金額の9割～7割を被保険者へ支給する方法。

## 5 支給手続き

福祉用具購入費の支給手続きは、次のとおりとなります。

※福祉用具の購入にあたっては、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談いただき、大きさや機能など、どのような福祉用具が必要か十分に検討してください。

- (1) 福祉用具を購入する前に次の書類を市高齢介護課に提出してください。
  - ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入申出書  
(※支払い方法により【償還払】【受領委任払】のどちらか選択ください。)
  - ・福祉用具が必要な理由書  
(※理由書の補足資料としてケアプランも併せて提出ください。)
  - ・福祉用具が確認できるパンフレット
  - ・見積書（被保険者宛ての見積書で、**見積者の事業者代表者印の押印が必要。**）
  - ・その他 事前審査を行う際に個別に必要とする書類
    - i) 浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルトを購入する場合は、浴室状況のわかる写真の添付をお願いします。
    - ii) 基本製品に加え特別な機能、付加価値のある場合（腰掛便座の木製の製品、脱臭装置機能、暖房装置機能、ウォシュレット機能など）は、その機能等を必要とする理由について、医師の意見書などをお願いする場合があります。詳細については、市高齢介護課までお問い合わせください。
- (2) 市が申出書の内容を審査し福祉用具の購入を承認した場合、承認通知書を被保険者に送付します。
- (3) 市の承認後に福祉用具を購入し、購入後に次の書類を市高齢介護課に提出してください。
  - ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書  
(※支払い方法により【償還払】【受領委任払】のどちらか選択ください。)
  - ・領収書の原本と写し（被保険者宛）※領収書の原本は確認後に返却します。
    - 「受領委任払い」の場合・・・利用者負担分の領収書
    - 「償還払い」の場合・・・・・・全額分の領収書
- (4) 市が申請書等の内容を審査し福祉用具購入費の支給を決定した場合、支給決定通知書を被保険者および福祉用具販売事業者に送付します。

## 6 注意事項

### (1) 福祉用具を購入する場合の福祉用具購入申出書等の提出日について

福祉用具を購入する場合、福祉用具購入申出書等は購入予定日のすくなくとも

6営業日前までに提出してください。

### (2) 新規申請中および入院、入所中に福祉用具を購入する場合の福祉用具購入費の支給について

要介護または要支援認定の新規申請中の方や病院、施設等に入院、入所中の方が退院、退所後の在宅生活のために福祉用具を購入する場合、償還払いでの支給となります。また、福祉用具購入後に提出する支給申請書等は、新規申請の結果で要介護または要支援の結果が出た後、退院、退所後に提出してください。なお、次の場合には福祉用具購入費が支給されませんので、ご注意ください。

- ・新規申請の結果が非該当だった場合
- ・病院、施設等を退院、退所しなかった場合

### (3) 同一種目の福祉用具の再購入について

過去に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具の種目については、破損した場合や身体の状態の変化により機能の追加が必要な場合などを除き、福祉用具購入費の支給対象となりません。

劣化や破損、その他やむを得ない理由がある場合は、その理由がわかる写真と理由書を添付して事前申出をお願いします。また、部品交換でまかなえるものは部品等の交換を優先とします。

また単なる経年劣化だけでは支給対象となりません。

#### ①（原則）部品交換により使用継続が可能な場合

- ・理由書に部品交換が必要な明確な理由を記載してください。
- ・部品交換のカタログや部位交換前の写真を提出してください。

#### ②部品交換が不可能で、使用継続には再購入が必要な場合

- ・理由書に再度購入しなければならない明確な理由を記載してください。  
また、理由書に部品交換が不可能であることをメーカーに問い合わせた内容を記載してください。

（例：“〇月〇日 〇〇のため〇〇を修理不可の旨、〇〇（メーカー）〇〇様に確認済み”）

- ・以前購入した福祉用具の写真の添付について

事前申出書提出の際、以前購入した福祉用具の写真を添付してください。

また、写真は、破損部分ができるように撮影してください。

### ③身体状況の変化により再購入が必要な場合

- ・購入理由の記載について

機能の追加のため再購入する場合は、身体の状態等が以前と比べどのように変化し、どのような機能が必要になったかを記載してください。

- ・以前、購入した福祉用具の写真の添付について

事前申出書提出の際、以前購入した福祉用具の写真を添付してください。